

## 監査のテーマ 伊達市の福祉・社会保障について

### 第1節 外部監査の概要

#### I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項並びに伊達市包括外部監査条例第2条に基づく包括外部監査

#### II 選定した特定の事件（監査のテーマ）

伊達市の福祉・社会保障について

#### III 事件（監査のテーマ）を選定した理由

市の財政支出に占める民生費の比率は大きく、また高齢化や女性の社会進出政策に伴い、高齢者や児童福祉の重要性も高まっている。一方で、福祉の対象は概して年間所得や年齢などの形式基準で捉えられがちであり、不正受給などの報道も増えている。

真に福祉に必要な市民に、必要に応じて福祉が効率的に提供されることが市の財政を考えるに当たり重要であると考えた。

また、セーフティネットとしての福祉は、各種の社会保障も含み、市民全般に関連する施策である。

#### IV 外部監査の方法

##### (1) 監査の要点

ア 伊達市の福祉の水準は、同規模他都市と比較するとどの程度か。特色はあるか。

イ 福祉・社会保障に関する施策の対象とするべき市民の把握方法は妥当か。

ウ 福祉・社会保障に関する施策の運営方法は、経済的に実施されているか。

エ 福祉に関する個々の施策につき、開始当初と状況が異なっているものはないか。

ある場合、それに対応した検討と、現況に応じた運営が行われているか。

オ 適当ではない福祉・社会保障に関する給付が実施できない、あるいは発見できる仕組みが構築されているか。

カ 管理の分掌は妥当か。

##### (2) 主な監査手続

- ・ヒアリング
- ・視察及び観察
- ・関係書類の閲覧・照合
- ・関係法令等との整合性チェック

- ・抜き取りテスト
- ・分析
- ・現物との照合

等による。具体的な手続については、それぞれの項目に記載している。

#### V 外部監査の実施期間及び対象

平成26年4月1日より平成27年2月24日まで

平成26年度の現状検討を基本としているが、数値等については、平成25年度の市の財政収支について検討している。

平成25年度に包括外部監査の対象とした項目を除き、福祉及び社会保障に関する事務の全般を対象とするが、他の施策に深い関連がある場合を除き、手当（子ども手当など）、年金は対象外とする。

#### VI 外部監査人・補助者

包括外部監査人 石川 千晶（公認会計士）

補 助 者 石井 吉春（大学院教授） 勝丸 充啓（弁護士）

武田 真由美（公認会計士） 八木 俊則（弁護士）

#### VII 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

#### VIII 指摘事項等の記載方法

合規性に問題があるもの、手続き上の不備、誤謬、政策目的から著しく乖離した業務実施等については、監査の結果として記載し、経済性・効率性・有効性の視点から課題のあるもの、また市民間の公平性に課題のあるもの、市の政策目的と乖離していると思われるものなどについては意見として記載している。

#### IX その他

・この報告書上の団体・法人・個人名の記載方法等については、伊達市情報公開条例及び伊達市個人情報保護条例に従って判断している。

・この報告書内のデータについては、可能な限り出所を記載しているが、伊達市から入手した資料については記載していない。

・数値については、単位未満を切捨てにより表示することもあり、表の合計欄の数値と、表の数値の合計は一致しない場合がある。